

むさしの教育ローン（都度借入型）当座貸越契約規定

私は三井住友カード株式会社（以下「保証会社」という）の保証に基づき株式会社武蔵野銀行（以下「銀行」という）とのむさしの教育ローン（都度借入型）当座貸越契約について、次の条項を承認の上、債務を履行します。

第1条（契約の成立）

本契約は、借主からの申込を銀行が承諾したときに成立します。

第2条（取引方法）

1. 本契約による当座貸越取引（以下「この取引」という。）は、銀行の本支店のうちいずれか1カ店のみで開設できるものとします。また、本契約と同じ保証会社の保証に基づくカードローン契約と重複する契約を行うことはできません。
2. 本契約によるこの取引は、武蔵野銀行アプリ、インターネットバンキングの使用による当座貸越取引の専用口座とし、小切手、手形の振り出しあるいは引受け、公共料金の自動支払いはい行いません。
3. この取引は武蔵野銀行アプリ、インターネットバンキングを使用して払戻すことにより貸越が発生し、また入金することにより貸越が減少します。
4. 銀行はこの取引について新たなカードは発行しないものとします。

第3条（当座貸越利用期限）

1. 本契約における当座貸越利用期限は、「ご契約内容のご案内」の「元金据置期間」に記載の期限のとおりとし、銀行による「分割返済期間」への切替手続をもって本契約による当座貸越の利用を終了するものとします。
2. 元金据置期間は、本契約成立の日から「ご契約内容のご案内」の元金据置期間を経過する日の属する月の7日、または銀行の指定する日までとします。
3. 前項にかかわらず、元金据置期間終了日に達した場合は、次のとおりとします。
 - (1) 借主は、元金据置期間終了に伴い分割返済期間に切替した日以降、本契約による新たな当座貸越を利用することができません。
 - (2) 本契約は、元金据置期間終了日後、借主の債務の完済をもって終了します。なお、元金据置期間終了日に貸越残高がない場合は、元金据置期間終了日に本契約は当然に解約されるものとします。
 - (3) 就学者が元金据置期間中に退学等就学不能となった場合は、ただちに銀行に通知し、新たな貸越は利用できないものとします。また、通知した日をもって当座貸越利用期限とし、契約内容の定めにより貸越金を返済します。

第4条（貸越極度額）

1. 元金据置期間中の貸越極度額（以下「極度額」という）は銀行が借主に通知した極度額のとおりとします。
2. 金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは銀行はいつでも極度額を減額し、又

は貸越を中止することができます。なお、極度額が減額された場合には減額後の極度額を超える貸越金を、貸越が中止された場合には貸越元利金全額を銀行から請求があり次第、借主は直ちに支払います。

第5条（利息・損害金）

1. この契約による貸越金の利息（保証料を含む）は毎日の最終の当座貸越残高について付利単位100円とし、毎月7日（銀行休業日の場合は翌営業日）に銀行所定の利率・方法により計算します。計算した利息は、元金据置期間中は返済用指定口座から引き落とすものとし、分割返済期間中は貸越元金に組み入れるものとし、分割返済期間中、銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.8%（年365日の日割計算）とします。
2. 分割返済期間中、銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.8%（年365日の日割計算）とします。
3. 情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は、利率・損害金率を一般に行われる程度のものに変更できるものとし、この変更内容の通知方法は銀行の店頭に掲示するなど、銀行所定の方法によるものとし、

第6条（約定返済額）

1. 借主は、元金据置期間中は、毎月7日（銀行休業日の場合は翌営業日）に第5条第1項で計算した利息のみを約定返済します。
2. 元金据置期間が終了した場合は、借主は、以下の方法で約定返済します。
 - (1) 毎月7日（銀行休業日の場合は翌営業日）に元金据置期間終了時点の当座貸越借入金残高に応じた次の約定返済額を返済します。

借入期間終了時点当座貸越借入金残高	約定返済額
100万円以下	10,000円
100万円超 200万円以下	20,000円
200万円超 300万円以下	30,000円
300万円超 400万円以下	40,000円
400万円超 500万円以下	50,000円
500万円超 600万円以下	60,000円
600万円超 700万円以下	70,000円
700万円超 800万円以下	80,000円
800万円超 900万円以下	90,000円
900万円超 1,000万円以下	100,000円

- (2) 前項に拘らず、返済日前日における当座貸越借入金残高が前項に定める返済金額が満たない場合には、返済日前日における当座貸越借入金残高の全額を返済します。

第7条（自動引落し）

1. 前条による返済にあたっては、普通預金・総合口座通帳及び同払戻請求書又は小切手によらず、本契約返済用預金口座（以下「指定口座」という）から引落しのうえ返済にあてることに同意します。

また、万一預入れが遅延した場合には、預入れ後いつでも銀行は同様の処理ができるものとします。

2. 指定口座の残高が約定利息等又は約定返済額に満たない場合は、その全額について期限に返済がないものとされても異議はありません。この場合、延滞している約定利息等又は約定返済額の総額が返済されるまで当座貸越を一時中止されても異議はありません。
3. 損害金の支払いについても第1項に準じて取扱うものとします。
4. 指定口座から引落す際に、他にも支払呈示された小切手・手形・電子記録債権その他指定口座から支払いをなすべきものがあるときは、その支払いと第1項による引落しのいずれを先にするかは銀行の任意とします。

第8条（任意返済）

1. 第6条による約定返済のほか、本契約の当座貸越口座へ直接入金することにより随時に任意の金額を返済することができます。なお、この返済を行った場合においても第6条の約定返済は通常通り行うものとします。
2. 当座貸越口座への入金額が当座貸越残高を越える場合は、その超過金額を指定口座に自動入金するものとします。
3. 元金据置期間中に返済した貸越金は再利用できるものとします。

第9条（利率の変更）

1. 本ローンの借入利率は変動金利です。
2. 利率の変動
 - (1) 「ご契約内容のご案内」記載の利率は、武蔵野銀行が定める短期プライムレート（以下「短プラ」という。）を基準として、短プラの変更に伴い借入利率を自動的に引下げまたは引上げられるものとします。
 - (2) 短プラの廃止、その他相当の事由が生じた場合には、短プラに代えて、一般的に相当と認められる利率を基準として、借入利率を自動的に引下げ又は引上げられるものとします。
2. 利率の変動幅
借入利率変更の引下げ幅又は引上げ幅は、短プラの変動幅と同一とします。
3. 利率の変更による利息の見直し
借入利率変更の効力は、短プラが変動した日以降（当日を含みます。）最初に到来する約定返済日から生じるものとします。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (5) 借主の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押、または差押の命令、通知が發送されたとき。
- (6) 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき。
- (7) 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。

2. 次の各号の場合には、銀行から請求あり次第、貸越元利金は弁済期が到来するものとし、直ちに弁済します。

- (1) 借主が銀行の取引約定に違反したとき。あるいは銀行に虚偽の資料提供または報告を行ったとき。
- (2) 借主が、第11条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (3) 借主が、第6条第1項③に該当したとき。
- (4) 借主が振り出した手形の不渡りと借主が発生記録した電子記録債権の支払不能とが、6ヶ月以内に生じたとき。
- (5) 前各号のほか、銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (6) 銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。

第12条 (解約等)

- 1. 第11条第1項及び第2項各号並びに第10条第3項の事由があるとき又は、借主の信用状態の変動を理由として保証会社から銀行に対して申し入れがあったときは、いつでも銀行は本取引を中止し又は本契約の解約をすることができるものとします。
- 2. 借主はいつでも本契約を解約できるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に通知します。
- 3. 前2項により本契約が解約された場合は、借主は直ちに貸越元利金及びその他本契約に基づき借主が負う一切の債務を弁済します。

第13条 (差引計算)

- 1. 本契約による銀行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と借主の預金・定期積金・その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず銀行はいつでも差引計算することができます。
- 2. 差引計算ができる場合には、銀行は事前の通知及び所定の手続きを省略し借主に代わり諸預け金等の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができます。
- 3. 差引計算をする場合、債権債務の利息・損害金等の計算については、その期間を銀行の計算実行の日までとし、利率・遅延損害金の料率は銀行の定めによるものとします。

第14条 (相殺)

- 1. 弁済期にある借主の預金・定期積金・その他の債権と本契約による債務とを借主は相殺することができます。

2. 借主が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金・定期積金・その他の債権の証書・通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出します。
3. 相殺した場合の債権債務の利息・損害金等の計算については、その期間を銀行の計算実行の日までとし、利率・遅延損害金の料率は銀行の定めによるものとします。

第15条（充当の指定）

1. 弁済又は第13条による差引計算の場合、借主の銀行に対するすべての債務を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序・方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
2. 前条により借主が相殺する場合、借主の銀行に対するすべての債務を消滅させるに足りないときには、借主の指定する順序により充当することができます。
3. 借主が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序・方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
4. 第2項の指定により債権保全上支障が生ずるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べたうえで、担保・保証の有無・軽重・処分の難易・弁済期の長短などを考慮して銀行の指定する順序・方法により充当することができます。
5. 第3項及び第4項によって銀行が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したものととして銀行はその順序・方法を指定することができます。

第16条（危険負担・免責条項等）

1. 借主が銀行と契約した事実や本取引内容等の情報、借主が銀行に差入れた証書等が、事変、災害等やむをえない事情によって紛失、滅失又は損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、銀行から請求があれば直ちに代替りの証書等を差入れます。
2. 以下のいずれかにより、銀行が相当の注意をもって本人認証を行ったうえは、それらの書類につき偽造、造変その他の事故、届出印鑑・カードにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について銀行は責任を負いません。
 - (1) 当座貸越支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影または返済用預金口座の届出印鑑（または印鑑票・暗証）と照合し、相違ないことを確認した場合
 - (2) 銀行所定の電子装置で読み取ったカードが、銀行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致することを銀行所定の方法により確認し、相違ないことを確認した場合
3. 武蔵野銀行アプリ、インターネットバンキングまたは入金サービスによる払戻しにおいて、本人確認のために入力したID・パスワード等の情報と銀行に登録された情報が一致することを銀行所定の方法により確認のうえ、当座貸越を行った場合は、ID・パスワード等の情報につき偽造、造変、盗用その他の事故があっても、そのために生じ損害は借主の負担とし、銀行にはなんら請求はしないものとします。
4. 借主に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用、および借主の権利を保全するために銀行の協力を依頼した場合に要した費用は、借主が負担するものとします。

第17条（届出事項）

1. 氏名・住所・印章・電話番号・職業・その他法令に基づく届出事項に変更があったときは直ちに銀行にその旨届け出るものとします。
2. 前項の届出を怠ったため、銀行に最終に届出のあった氏名・住所あてに銀行からなされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到達しなかった場合には通常到達すべき時に到達したものとします。

第18条（成年後見人等の届出）

1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。また、借主または保証人の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に銀行に届け出るものとします。
2. 借主は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。
3. 借主は、既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合も、前2項と同様銀行に届け出るものとします。
4. 借主は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって直ちに銀行に届け出るものとします。
5. 前4項の届出の前に生じた銀行の損害については、借主の負担とします。

第19条（報告及び調査）

1. 財産・債務・経営・業況・収入、この取引による貸越金の使途等について、銀行から請求があったときは直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。
2. 財産・債務・経営・収入等について重大な変化が生じたとき、又は、生じるおそれのあるときは銀行からの請求がなくても直ちに報告します。

第20条（契約の変更）

1. 銀行は法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるとき、本規定を変更することができます。
2. 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を銀行のホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来による効力を生じるものとします。

第21条（合意管轄）

この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第22条（取扱手数料）

この取引に関してあらかじめ別途取扱手数料などが定められている場合には、銀行所定の金額を支払うものとします。

以上